

貨物概要

バターオイル 52.5%、植物性油脂(大豆油、パーム油)25%、水 20.6%、食塩 1.2%、大豆レシチン 0.7%を混合した調製品で、冷凍状態で黄白色の固形状の物品である。

分類

関税率表第 2106.90 号 - 1 - (統計番号 2106.90、-121、-122 又は-123)のその他の調製食用脂

分類理由

第 15 類注 1 には、同類に含まないものとして「調製食料品(第 04.05 項の物品の含有量が全重量の 15%を超えるものに限る。主として第 21 類に属する。)」と規定しており、第 04.05 項に属するバターオイルを 52.5%含有している本品は、第 15 類の油脂の調製品には分類されません。

また、第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製品でもないことから、第 19.01 項のミルクの調製品にも分類されません。

したがって、第 21.06 項の調製食料品に分類され、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上で、かつ、第 04.05 項のバターオイルの含有量が全重量の 30%を超え、70%以下のものであることから、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります(関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)